

ふぐ処理師免許に係る審査基準

第1 趣旨

この審査基準は、ふぐの取扱い等に関する条例（昭和50年千葉県条例第1号。以下「ふぐ条例」という。）第5条第1項に規定するふぐ処理師の免許を与えるかどうかを判断するために必要な基準を定めるものとする。

第2 ふぐ条例第5条第1項第1号に規定するふぐ処理師試験

1 外国籍等の者の氏名の取扱いについて

外国籍等の者が受験しようとする場合にあっては、受験願書の氏名欄に氏名（本名）を記載するものとし、希望により通称名（住民票記載のものに限る。）の併記を認めるものとする。この場合において、合格証書その他の関係書類の氏名欄には氏名及びその下に括弧書きで通称名を併記する。

2 試験

(1) 学科試験

① 試験科目

水産食品の衛生に関する知識及びふぐに関する一般知識とする。

② 出題方針

ア 内容

定説に従ってふぐ処理師として理解しておくべき事項を出題する。

イ 出題形式

○×式、択一式その他の客観式及び記述式とする。

③ 試験科目別の出題方針

ア 水産食品の衛生に関する知識

水産食品に関する衛生法規（食品衛生法（昭和22年法律第233号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、食品衛生法施行条例（平成12年千葉県条例第3号）等）及び水産食品の衛生学（食品事故、食品の取扱い、施設の衛生管理、自主管理等）に関することを出題する。

イ ふぐに関する一般知識

ふぐに関する関係法規（ふぐ条例、ふぐの取扱い等に関する条例施行規則（昭和50年千葉県規則第23号。以下「ふぐ規則」という。）等）、ふぐの種類と鑑別、ふぐの処理と鑑別、ふぐの一般知識に関することを出題する。

④ 採点及び試験時間

ア 採点

1科目100点を満点とし、2科目計200点とする。

イ 試験時間

2科目計1時間とする。

(2) 実技試験

① 試験科目

ふぐの処理、処理の確認その他の取扱いに関する実技とする。

② 出題方針

実務的知識及び技能を見るものとして、ふぐの種類鑑別、ふぐの処理と鑑別、その他の取扱い等を行わせるものとする。

③ 試験方法

ア 種類鑑別

ふぐの種類を記載した名札を受験者に渡し、それぞれ該当するふぐに添付させる方法により、ふぐ5種類について鑑別させるものとする。

イ 除毒等の技術

受験者1名につき、実技用ふぐ（同一の種類で大きさは同程度のもの）1匹、「食べられるもの」のバット1個、「食べられないもの」のバット（朱書したもの）1個及び臓器等の名札12枚を実技台の上に置き、名札はそれぞれ該当する臓器等に添付させる。

- ・胃腸、腸間膜、うきぶくろは一括して「いちょう」の名札を使用する。
- ・クズ等は「食べられないもの」のバットに入れて一括して「その他」の名札を使用する。
- ・半陰陽（両性）のふぐの生殖器は、「食べられないもの」のバットに入れてその旨を試験委員に申し出る。
- ・胴体（身）は、三枚におろし、中骨を分割する。
- ・皮は粘膜を確実に除去し、皮下組織（いわゆる「とおとうみ」）を分離し、まな板に張り付ける（皮ひきは含まない）。

除毒等の技術は、下表のとおりとする。

項目	項目の具体的な内容
取扱い	手指の爪、傷等、用具、服装、態度及び衛生的取扱い
除毒の仕上がり	可食部分に腎臓その他の有毒臓器、粘膜及び血液が付着していないかどうか
毒性鑑別	可食部分と不可食部分が区別できているかどうか
臓器等鑑別	臓器等の名称を理解しているかどうか

④ 採点及び試験時間

ア 採点

種類鑑別は50点満点、除毒等の技術は100点満点とし、採点の詳細は、別記1のとおりとする。ただし、別記1は、適正な試験の遂行上支障があるため、公にしない。

イ 試験時間

種類鑑別は3分間、除毒等の技術は20分間とする。

(3) 合格基準

別記1のとおりとする。

ただし、別記1は、適正な試験の遂行上支障があるため、公にしない。

第3 ふぐ条例第5条第1項第2号に規定する知事が適当と認めるもの

ふぐ条例第5条第1項第2号に規定する知事が適当と認めるものとは、他の都道府県等において、ふぐの種類の種類鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有すると認められている者であって、次のいずれかに該当するものとする。

- 1 他の都道府県等において、「ふぐ処理者の認定基準について」（令和元年10月31日付け生食発1031第6号）別添に掲げるふぐ処理者の認定基準（以下「認定基準」という。）に適合する認定要件に基づいた試験に合格し、免許等を受けている者。
- 2 他の都道府県等において、認定基準に適合しない認定要件に基づいた試験（学科及び実技を行うものに限る。）に合格し、免許等を受けている者であって、当該他の都道府県等が定める講習会等により認定基準に対する不足が補われたもの。
- 3 1及び2に掲げるもののほか、千葉県において認定証の交付を受けた者であって、認定の申請時に提出した他の都道府県の免許を継続して受けているもの。

第4 免許申請

1 外国籍等の者の氏名の取扱いについて

外国籍等の者が免許申請をする場合にあつては、申請書の氏名欄に氏名（本名）を記載するものとし、希望により通称名（住民票記載のものに限る。）の併記を認めるものとする。この場合において、ふぐ処理師免許証その他の関係書類の氏名欄には氏名及びその下に括弧書きで通称名を併記する。

2 相対的欠格事由について

(1) ふぐ条例第7条の2に規定する相対的欠格事由

① 視覚の障害に該当する者

ア 全盲

全盲であるものには、免許を与えないものとする。

イ 強度の視力障害

強度の視力障害の者については、視力障害に関する専門家の意見を聴いた上で、ふぐの取扱いを適正に行うにあたって必要な認知、判断を適切に行うことができないと判断されたときは、免許を与えないものとする。

② 精神の障害に該当する者

精神の障害について専門家の判断が必要と診断された者及びこれに類する診断をされた者には、精神障害に関する専門家の意見を聴いた上で、ふぐの取扱いを適正に行うにあたって必要な認知、判断を適切に行うことができないと判断されたときは、免許を与えないものとする。

③ 麻薬、あへん、大麻、覚せい剤又はアルコールの中毒者

免許申請時の医師の診断書により上記項目の中毒であると診断された者には、ふぐの取扱いを適正に行うにあたって必要な認知及び判断を適切に行うことができると認めるに足りる特段の事情がない限り、免許を与えないものとする。

(2) 医師の診断書

ふぐ規則第2条第2号に規定する医師の診断書の内容は、別紙1のとおりとする。

3 ふぐ条例第5条第1項第2号の規定に基づき免許申請を希望する者は、第3の「知事が適当と認めるもの」に該当する者であるか、事前に住所地を所管する免許申請窓口を確認のうえ、免許申請を行うものとする。

平成25年7月10日 衛第440号

改正 平成29年5月11日 衛第198号

改正 令和5年5月15日 衛第213号

診 断 書

氏 名		性 別	男・女
生年月日	年 月 日	年 齡	歳
上記の者について、下記のとおり診断します。			
1 視覚機能			
・ 目が見えない <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当する			
・ 強度の視力障害 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当する			
該当する場合において、現在の状況(できるだけ具体的に)			

2 精神機能			
・ 精神機能の障害 <input type="checkbox"/> 明らかに該当なし <input type="checkbox"/> 専門家による判断が必要			
専門家による判断が必要な場合は、診断名及び現に受けている治療の内容並びに現在の状況(できるだけ具体的に)			

3 麻薬、あへん、大麻、覚せい剤若しくはアルコールの中毒			
<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (_____ の中毒)			
※ 詳細については別紙も可			
診 断 年 月 日		年 月 日	
診 断 医 師	病院、診療所等の 名 称		
	所 在 地	TEL	
	氏 名		